

杉江建設工業 株式会社 行動計画

令和 2 年 3 月 2 日策定

社員が安心して仕事に取り組み、その能力を発揮し仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、以下のように行動計画を策定する。

(1) 計画期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年間

(2) 内 容

目標 1：引き続き所定外労働を削減しワークライフバランスを図るため、ノー残業デーを適切に設定する。

<対 策>

令和 2 年 4 月～

- ◆(前計画に引き続き)所定外労働の状況を把握し、業務配分を検討し社員各々にも各職務の時間配分の再考を促す。

平成 3 年 4 月～

- ◆現在実施中の毎週水曜日のノー残業デーは継続しつつ、さらに所定内で業務計画を設定できた日については、随時ノー残業デーを設定する。
- ◆社内文書回覧による社員への周知を行う。

目標 2：育児・介護休業法ならびに社内の育児・介護休業規定の内容について社員に周知を図る。

<対 策>

令和 2 年 4 月～

- ◆子育て中の従業員、家族の介護をする従業員、またその予定のある者に上記の制度について認知度を調査する。また、法に基づく諸制度の調査も行う。

平成 3 年 4 月～

- ◆調査結果をもとに、認知度の低い制度に関するパンフレット等を取り寄せ、資料を社員に配布する。